

新型コロナウイルス感染拡大防止による 総合健診等の変更のお知らせ

新型コロナウイルス感染防止のため、町の健(検)診等の日程や実施方法を変更させていただきます。町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

総合健診 ※肺がん、大腸がん健診含む	6月28日・29日・30日に実施を予定しておりましたが、延期といたします。 今後の日程は調整中ですが、10月以降となる予定です。
胃がん健診（胃透視）検診	日程を調整中です。決定次第お知らせします。
胃がん健診（胃カメラ）施設検診	当初の予定どおり実施します。
子宮頸がん検診・乳がん検診（集団検診）	7月10日の子宮頸がん集団検診、8月3日の乳がん集団検診については、当初の予定どおり実施します。 ※予約時間をずらし、密集状態にならないように感染防止対策を実施します。 ※今後の状況によっては日程の変更や実施の可否を検討します。
子宮頸がん検診・乳がん検診（施設検診）	当初の予定どおり実施します。
乳幼児健診	5月14日の健診は、7月9日に延期します。（歯科健診は別日に実施予定です） 予約時間をずらし、密集状態にならないように感染防止対策を実施します。また、集団保健指導は中止します。
心の健康相談	5月29日に実施予定の心の健康相談は中止いたします。次回は7月15日に実施予定です。
保健師・看護師等による訪問(保健指導事業)	緊急事態宣言を踏まえ、家庭への訪問は宣言解除まで原則中止します。電話等で対応します。

※詳細については個別通知や、広報紙等でお知らせいたします。今後の状況によって新たな変更や中止の場合がありますのでご了承ください。
※個別の健康相談を随時、受け付けていますので、町民課保健福祉係へご連絡ください。☎（48）5565

特別定額給付金の申請について

新型コロナウイルス感染症「緊急経済対策」により、全国民1人につき特別定額給付金10万円が給付されます。町では、いち早く町民の皆様に給付金をお届けするため、申請手続きを簡素化した「特別定額給付金申請書」を4月30日に各世帯宛に発送致しました。申請は、送付された書類をご確認頂き、申請書に必要事項を記入して返信用封筒により役場へご返送ください。
【特別定額給付金申請の概要】

- 給付対象者:令和2年4月27日現在で「住民基本台帳に記録されている方」
 - 給付額:1人当たり10万円
 - 申請者:世帯主の方
- 【申請書の記入の仕方】

- 対象者・金額の確認
申請書には、「給付対象氏名」と「給付金額合計」が印字されていますので、**内容をご確認の上、世帯主の氏名欄に押印**してください。
※記載内容にもし誤りがある場合は朱書きで訂正ください。
- 受取方法について **※原則として口座振込となります**
 - ①希望する口座にチェック(☑)を入れて、【受取口座記入欄】に記入
 - ②その他の口座の場合は口座情報を【受取口座記入欄】に記入
- 世帯主以外の方が申請する場合・受取口座が世帯主以外の方の名義(妻、子など)の場合⇒【代理申請(受給)を行う場合】の欄に記入してください。

【申請期限】 **7月31日(金)まで** ※必ず期限までに申請書を提出してください。
☎総務課 総務係 ☎（48）5511

役場の業務継続のための分散・在宅勤務体制試行のお知らせ

県内でも新型コロナウイルスの感染拡大が進み、役場職員自身が感染または濃厚接触者となり、勤務が困難になることが想定されます。役場業務を継続させるため、職員を「**役場**」「**生活工芸館**」「**在宅勤務**」の3班体制に分け、分散勤務等を試行的に実施し、感染が発生した場合でも業務を継続する体制を図ります。ご不便をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○実施期間 **5月12日(火)から5月19日(火)までの6日間** (平日のみ)

体制・実施日	12日(火)	13日(水)	14日(木)	15日(金)	18日(月)	19日(火)
1班(15名)	工芸館	在宅	役場	工芸館	在宅	役場
2班(14名)	役場	工芸館	在宅	役場	工芸館	在宅
3班(15名)	在宅	役場	工芸館	在宅	役場	工芸館

※生活工芸館は「休館」としておりますので、ご来館はご遠慮ください。

- 【優先する業務】
- 新型コロナウイルス感染症対策事業
 - ・特別定額給付金申請受付・給付業務、経済対策業務、感染予防対策等
 - 通常業務で継続しなければいけない業務
 - ・窓口業務(戸籍)、保健福祉業務、災害対応業務、学校教育関係等
- 【今回の試行の対象外業務】
- ・委託業務関係(道路維持・ごみ収集他) ※通常通り業務を行います。
※業務体制、業務内容の詳細は下記へお問い合わせください。

☎総務課 総務係 ☎(48)5511

町公共施設等の休館・休業延長のお知らせ

緊急事態宣言の延長を想定し、町では「公共施設」及び「観光・宿泊施設」の休館・休業期間を延長します。町民の皆様にはご不便をおかけしますが、感染防止のための措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

施設名称	内容	期間
道の駅尾瀬街道みしま宿	休館	5月7日(木)～調整中
観光交流館「からんころん」	休館	5月7日(木)～当面の間
町民センター	休館	5月7日(木)～当面の間
生活工芸館	休館	5月7日(木)～当面の間
交流センター「山びこ」	休館	5月7日(木)～当面の間
桐の里倶楽部	短縮営業	5月7日(木)～当面の間 午後5時から午後8時まで
保養センター「ひだまり」	短縮営業	5月7日(木)～当面の間 午後4時から午後8時まで
第1橋梁ビューポイント	閉鎖	5月7日(木)～当面の間

施設名称	内容	期間
宮下温泉「ふるさと荘」	休業	5月15日(金)まで
宮下温泉「栄光館」	休業	5月15日(金)まで
早戸温泉「つるの湯」	休業	5月15日(金)まで
糸屋旅館	一般受入 休止	5月15日(金)まで
民宿かねこ	一般受入 休止	5月15日(金)まで
ゲストハウス「ソコカシコ」	休業	5月15日(金)まで
一棟貸ヴィレッチ	休業	5月31日(日)まで
奥会津のんびり館	休業	5月16日(土)まで
森の校舎カタクリ	休業	5月7日(木)から当面の間

※休業、休館の期間は延長する場合があります。
※温泉施設ご利用の際は「営業時間」をご確認ください。

☎地域政策課 地域政策係 ☎（48）5533

自ら考え実行する美しい地区づくりを支援します

①令和 2 年度 三島町地区支援事業補助金【2次募集】

町では、魅力ある地区づくりに取り組む事業に対し補助金を交付します。地域資源を活用した地区活性化事業や振興計画の地区目標の実現等にご活用ください。（下記により申請を受け付け、審査のうえ採否を決定します。）なお、地区担当職員が地区の課題の解決や地区資源の発掘・有効活用を支援しますので、お気軽にご相談ください。

○2 次募集期限 **5 月 20 日(水)まで**

対象事業	町内の地区（行政区）又は地域づくり団体等が行う事業で、次の要件を満たすもの。 ①地区の魅力拡大や課題解決、住民福祉の向上、交流活動の促進など、地区づくりを目的とする事業であること。 ②一時的なものでなく、継続的な取り組みにつながる内容であること。 ③事業主体が地区以外の地域づくり団体の場合は、事業の実施場所となる地区との連絡調整が図られていること。
補助の額	補助対象経費の 10 分の 10 以内 （千円未満切り捨て） ※ただし、補助対象経費が、主に委託料・工事請負費・備品購入費に限られる事業の場合、補助の額は 5 分の 4 以内とする。 （国・県等の補助採択を受け、その自己資金に当補助金を充当する場合はこの限りでない。） 補助額は上限 50 万円 ※交付要綱に基づき対象外となる経費があります。
その他	同一地区内から複数の申請があった場合は、その地区内における補助の合計額の上限を 50 万円とする。 申請書様式や要綱は HP から確認することができます。

②令和 2 年度 「美しい地区づくり町民運動」

町では、美しい地区づくりを目的とした『花植え』や『地区内清掃活動』に必要な資材を現物支給します。申請から支給まで時間を要しますので、お早めにお申し込みください。

○募集期限 **随時受付**

対象事業	花植え、花壇・プランターの整備	地区内清掃
事業内容	草花を道路沿いに設置するプランター及び花壇に植栽する場合	地区内のゴミ拾いなどに関する作業をする場合
支給資材	草花の種子、球根、苗、肥料、土、プランターなど	軍手、ゴミ袋など
その他	現物支給となりますので、発注等のお時間をいただくこととなります。原則、実施日の 1 ヶ月前までにお問い合わせください。	

○申請 / 問い合わせ先 地域政策課 地方創生推進係 ☎（48） 5533

先天性風しん症候群予防の抗体検査及び予防接種について

先天性風しん症候群（母親が妊娠中に風しんウイルスに感染することによって生じる胎児の病気）を予防するため、町では、下記の方を対象に風しんの抗体検査と予防接種の費用の全額を助成しています。検査及び予防接種を希望される方は、役場町民課で申請の手続きを行ってください。

○対象者 ①19 歳から 49 歳までの妊娠を予定または希望されている女性とその夫
②妊婦の夫

☎町民課 保健福祉係 ☎（48） 5565

交通安全協会三島分会総会中止のお知らせ

令和 2 年度交通安全協会三島分会総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止といたします。なお、今年度の三島分会事業については、例年どおり実施しますので、ご協力をお願いします。

☎総務課 総務係 ☎（48）5511

犬・猫の飼い主の皆さんへ

●犬の登録と狂犬病予防注射をうけましょう

- ①犬は生涯に 1 度「登録」をしなければなりません。必ず役場で登録の手続きを行ってください。
- ②「狂犬病予防注射」は毎年 1 回行う必要があります。集団接種以外で予防接種を行ったときは、注射済証明書を持って役場へ届け出をしてください。
- ③飼い犬の登録者に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。
- ④飼い犬が亡くなった場合は、死亡の届出が必要です。
- ⑤令和 2 年度の狂犬病集合予防注射は **5 月 20 日(水)**です。対象の方には個別に文書を送付しますので、そちらをご覧ください。

●犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、他人に迷惑をかけ危害を与える恐れがあるので、県条例で禁止されています。また、犬の散歩はリードを付けて行いましょう。

●環境美化につとめましょう

飼い犬の“フン”の始末は、飼い主の義務です。
公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

●小さな命を大切に！捨て犬、捨て猫はやめましょう

犬や猫も家族の一員です。最後まで愛情を持って育てましょう。
どうしても飼えないときは、新しい飼い主を見つけましょう。飼い主が見つからない場合は、動物愛護センターに相談してください。

☎町民課 町民係 ☎（48）5555
動物愛護センター 会津支所 ☎ 0242（29）5517

霜の被害にご注意ください
三島町防霜対策本部を設置しています

●期間 **3 月 23 日(月)～5 月 31 日(日)**

農作物の被害を未然に防ぐため、三島町防霜対策本部を設置しています。霜注意報が出た場合、防災無線による町内一斉放送を行います。また、霜による被害が出た場合には、役場産業建設課までご連絡をお願いします。

霜注意報が出た場合の町の対応

時間帯	対応内容
8：30～20：00	防 災 無 線 に よ る 町 内 一 斉 放 送
20：00～翌朝 8：30	各 農 家 に て 対 応

☎産業建設課 産業係 ☎（48） 5566

福島県狩猟免許試験のお知らせ

令和 2 年度の狩猟免許試験を下記のとおり実施します。

1. 試験の期日・会場

回数	試験日	会 場	免許の種類
第 1 回	7 月 4 日(土)	会津若松市文化センター （会津若松市城東町 14-52）	わな猟のみ
第 2 回	8 月 1 日(土)	郡山市労働福祉会館 （郡山市虎丸町 7-7）	全て
第 3 回	9 月 13 日(日)	霊山中央交流館 （伊達市霊山町掛田字西裏 17）	わな猟のみ
第 4 回	10 月 4 日(日)	郡山市労働福祉会館 （郡山市虎丸町 7-7）	全て
第 5 回	令和 3 年 1 月 30 日(土)		

※狩猟免許の種類は、網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟の 4 種類です。

2. 受験申込の受付期間

回数	受 付 期 間
第 1 回	5 月 1 日(金)から 6 月 5 日(金)まで
第 2 回	6 月 1 日(月)から 7 月 3 日(金)まで
第 3 回	7 月 13 日(月)から 8 月 14 日(金)まで
第 4 回	8 月 3 日(月)から 9 月 4 日(金)まで
第 5 回	11 月 16 日(月)から 12 月 18 日(金)まで

3. その他

受験資格や申し込みに必要な書類等については、福島県自然保護課のホームページをご確認いただくか、役場 産業建設課へお問い合わせください。

※**新型コロナウイルスの影響により日程が変更または中止となる場合があります。**

☎産業建設課 産業係 ☎（48）5566
会津地方振興局 県民生活課 ☎0242（29）5295